【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号

【提出日】 2025年11月27日

【中間会計期間】 第102期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【英訳名】 Tsukuba Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 生 田 雅 彦

【本店の所在の場所】 茨城県土浦市中央二丁目11番7号

【電話番号】 (029)821局8111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 岡野信裕

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区台東二丁目9番4号

株式会社筑波銀行 東京支店

【電話番号】 (03)3835局6031(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支店長 蓮 田 裕 直

【縦覧に供する場所】 株式会社筑波銀行 東京支店

(東京都台東区台東二丁目9番4号)

株式会社筑波銀行 松戸支店

(千葉県松戸市北松戸二丁目1番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2023年度 中間連結 会計期間	2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2023年度	2024年度
		(自2023年 4月1日 至2023年 9月30日)	(自2024年 4月1日 至2024年 9月30日)	(自2025年 4月1日 至2025年 9月30日)	(自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)	(自2024年 4月1日 至2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	20,623	20,301	23,947	41,092	41,126
連結経常利益	百万円	2,114	2,236	4,128	2,467	4,476
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,930	1,946	3,788		
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円				2,195	4,103
連結中間包括利益	百万円	2,665	281	11,356		
連結包括利益	百万円				6,581	4,990
連結純資産額	百万円	87,897	97,017	102,701	97,144	91,745
連結総資産額	百万円	2,830,541	2,922,873	2,870,360	2,854,094	2,889,878
1株当たり純資産額	円	642.60	753.12	821.50	754.86	689.06
1 株当たり中間純利益	円	23.44	23.63	45.98		
1 株当たり当期純利益	円				26.58	49.79
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	円	7.78	9.61	16.96		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円				9.46	19.07
自己資本比率	%	3.10	3.31	3.57	3.40	3.17
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	17,743	49,266	88,876	7,191	23,037
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	18,580	13,881	17,318	18,443	15,130
財務活動による	百万円	464	418	415	464	419
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	352,818	377,096	196,931	342,130	303,542
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,385 [799]	1,343 [780]	1,314 [816]	1,335 [792]	1,293 [793]

⁽注)自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第100期中	第101期中	第102期中	第100期	第101期
決算年月		2023年 9 月	2024年 9 月	2025年 9 月	2024年 3 月	2025年 3 月
経常収益	百万円	20,545	20,215	23,832	40,916	40,947
経常利益	百万円	2,067	2,193	4,052	2,352	4,402
中間純利益	百万円	1,899	1,920	3,729		
当期純利益	百万円				2,117	4,057
資本金	百万円	48,868	48,868	48,868	48,868	48,868
発行済株式総数 (普通株式) (第四種優先株式)	千株	82,553 70,000	82,553 70,000	82,553 70,000	82,553 70,000	82,553 70,000
純資産額	百万円	86,573	93,744	99,514	93,727	88,497
総資産額	百万円	2,829,560	2,920,029	2,867,717	2,851,107	2,887,103
預金残高	百万円	2,584,406	2,664,767	2,599,545	2,577,327	2,634,315
貸出金残高	百万円	2,004,344	2,071,394	2,174,698	2,037,240	2,116,072
有価証券残高	百万円	406,522	429,061	447,269	418,913	421,662
1株当たり配当額 (普通株式) (第四種優先株式)	円				5.00 0.10	5.00 0.05
自己資本比率	%	3.05	3.21	3.47	3.28	3.06
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,330 [787]	1,288 [770]	1,263 [803]	1,279 [781]	1,238 [783]

⁽注)自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間における、本半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

また、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における国内経済は、米国トランプ関税による業績への影響が自動車産業を中心にみられたものの、原材料費や人件費の上昇分などを価格に転嫁する動きが幅広い業種で広がり、製造業および非製造業ともに緩やかに改善しました。

また、当行の主な営業地盤である茨城県経済は、海外半導体メーカーの旺盛な需要増加などの影響を受け、製造業の業況が改善しましたが、サービス業においては、長引く物価高を背景として、家計の節約志向が高まるなかで個人消費が伸び悩むなど、一部で弱めの動きがみられました。

一方、地域金融機関を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、異業種からの金融業への参入による競争激化、DXへの対応など、様々な課題に直面しています。また、「金利ある世界」が本格的に到来するなか、金融環境は大きな変化の局面を迎えており、国内外の金融政策や市場の動向などをこれまで以上に注視し適切に対応していく必要があります。当行の主な取引先である多くの地元中小企業は、原材料費の上昇や慢性的な人手不足などの影響を受けて厳しい事業環境に置かれているとともに、先行きについても物価上昇や利上げによる金融環境の変化が企業業績に与える影響は不確実性が高く、地域金融機関には地元中小企業への継続した支援が求められています。

金融情勢については、国内長期金利は、日本銀行が2024年7月と2025年1月の2回にわたり追加利上げを実施し、政策金利を0.5%程度まで引上げたことから上昇基調にあり、2025年9月末には1.65%近傍で推移しました。また、日経平均株価は、世界的な株高を背景に人工知能(AI)関連銘柄が牽引する成長期待により史上最高値を更新しました。為替相場については、上期を通して円安基調が続き、概ね1ドル140円台で推移しました。

このような状況のもと、当中間連結会計期間における当行及び連結子会社(以下、「当行グループ」という。) の業績は、以下のとおりとなりました。

(財政状態)

総資産は、貸出金や有価証券は増加しましたが、現金預け金の減少等により前連結会計年度末比195億17百万円減少し、2兆8,703億60百万円となりました。

負債は、預金の減少等により前連結会計年度末比304億74百万円減少し、2兆7,676億58百万円となりました。 純資産は、利益剰余金やその他有価証券評価差額金の増加等により前連結会計年度末比109億56百万円増加し、 1,027億1百万円となりました。

主要な勘定残高では、預金は、一般法人預金は増加しましたが、公金預金や個人預金の減少等により前連結会計年度末比348億49百万円減少し、2兆5,988億72百万円となりました。

貸出金は、住宅ローン等の個人向け貸出を含む中小企業等貸出金や地方公共団体向け貸出の増加等により前連結会計年度末比586億26百万円増加し、2兆1,746億98百万円となりました。

有価証券は、国内債券の増加等により前連結会計年度末比255億74百万円増加し、4,471億31百万円となりました。

(経営成績)

経常収益は、貸出金利息の増加を中心に資金運用収益が増加したことに加え、役務取引等収益の増加等により前中間連結会計期間比36億45百万円増加の239億47百万円となりました。

経常費用は、与信関係費用が大幅に減少したことによりその他経常費用は減少しましたが、預金利息の増加等により資金調達費用が増加したこと等により前中間連結会計期間比17億53百万円増加の198億18百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前中間連結会計期間比18億91百万円増加の41億28百万円、親会社株主に帰属する中間 純利益は、同18億42百万円増加の37億88百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は140億75百万円、部門別では国内業務部門が140億71百万円、国際業務部門が3百万円となりました。役務取引等収支は23億89百万円、部門別では国内業務部門が25億34百万円、国際業務部門が 16百万円となりました。その他業務収支は 16億8百万円、部門別では国内業務部門が 16億22百万円、国際業務部門が13百万円となりました。

1壬 半五	#8 84	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
種類 期別 <u></u>		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
次合宝田田士	前中間連結会計期間	12,973	221		13,194
資金運用収支	当中間連結会計期間	14,071	3		14,075
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	13,457	274	0	6 13,724
プラ真並建用収益	当中間連結会計期間	16,576	6	0	2 16,579
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	484	52	0	6 529
プラ貝並納廷員用	当中間連結会計期間	2,504	2	0	2 2,504
役務取引等収支 -	前中間連結会計期間	2,355	18	136	2,200
	当中間連結会計期間	2,534	16	128	2,389
うち役務取引等収益 - うち役務取引等費用 -	前中間連結会計期間	4,761	10	137	4,634
	当中間連結会計期間	5,213	13	130	5,096
	前中間連結会計期間	2,406	29	1	2,433
	当中間連結会計期間	2,679	29	1	2,707
スの仏光教団士	前中間連結会計期間	166	1,177		1,010
その他業務収支	当中間連結会計期間	1,622	13		1,608
うちその他業務収益・	前中間連結会計期間	229			229
	当中間連結会計期間	195	13		209
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	62	1,177		1,240
フラての他耒務員用	当中間連結会計期間	1,818			1,818

- (注) 1.「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建外国証券及び円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
 - 2.「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。
 - 3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間1百万円)を控除して表示しております。
 - 4. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金 貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は50億96百万円、部門別では国内業務部門が52億13百万円、国際業務部門が13百万円となりました。役務取引等費用は27億7百万円、部門別では国内業務部門が26億79百万円、国際業務部門が29百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
作里大只	,	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
尔 黎丽月空间2	前中間連結会計期間	4,761	10	137	4,634
役務取引等収益 	当中間連結会計期間	5,213	13	130	5,096
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,570		1	1,568
プロ関本・貝山未物	当中間連結会計期間	1,970		1	1,968
うち為替業務	前中間連結会計期間	569	10	0	580
プロ州自来が	当中間連結会計期間	585	13	0	598
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	1,089			1,089
プロ証分別建未務	当中間連結会計期間	1,416			1,416
うち代理業務	前中間連結会計期間	802			802
	当中間連結会計期間	545			545
うち保護預り・	前中間連結会計期間	122			122
貸金庫業務	当中間連結会計期間	117			117
うち保証業務	前中間連結会計期間	64			64
プラ 体証未彷	当中間連結会計期間	51			51
うちその他業務	前中間連結会計期間	542		136	406
フラモの他未務	当中間連結会計期間	524		128	396
· 役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,406	29	1	2,433
12470秋川守貝川	当中間連結会計期間	2,679	29	1	2,707
うち為替業務	前中間連結会計期間	77	28	0	106
ノり何日未仂	当中間連結会計期間	92	29	0	121

⁽注) 1.「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

^{2.「}相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
作里天只	判力 	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,663,841	925	543	2,664,224
[[] [] [] [] [] [] [] [] [] [当中間連結会計期間	2,598,614	931	672	2,598,872
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,828,572		483	1,828,089
ノら加勤圧頂並	当中間連結会計期間	1,839,327		612	1,838,714
うち定期性預金	前中間連結会計期間	807,523		60	807,463
プラに知住頂並	当中間連結会計期間	731,745		60	731,685
5 + 7 O/H	前中間連結会計期間	27,745	925		28,670
うちその他	当中間連結会計期間	27,541	931		28,472
譲渡性預金	前中間連結会計期間				
祇/[文] 土 [[] 立	当中間連結会計期間				
総合計	前中間連結会計期間	2,663,841	925	543	2,664,224
松口 百	当中間連結会計期間	2,598,614	931	672	2,598,872

- (注) 1.「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非 居住者取引は国際業務部門に含めております。
 - 2.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 - 3.定期性預金=定期預金+定期積金
 - 4.「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

貸出金残高の状況

業種別貸出状況(末残・構成比)

来俚別貝山仏ボ(木炊・梅风レ	前中間連結会	計期間	当中間連結会	当中間連結会計期間		
業種別	金 額(百万円)	構成比(%)	金 額(百万円)	構成比(%)		
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,071,394	100.00	2,174,698	100.00		
製造業	150,561	7.27	163,405	7.51		
農業、林業	9,204	0.44	9,778	0.45		
漁業	439	0.02	590	0.03		
鉱業、採石業、砂利採取業	3,263	0.16	2,985	0.14		
建設業	116,163	5.61	126,021	5.79		
電気・ガス・熱供給・水道業	31,813	1.54	29,651	1.36		
情報通信業	10,166	0.49	9,792	0.45		
運輸業、郵便業	76,667	3.70	75,025	3.45		
卸売業、小売業	124,030	5.99	129,121	5.94		
金融業、保険業	71,204	3.44	70,834	3.26		
不動産業、物品賃貸業	262,885	12.69	275,524	12.67		
学術研究、専門・技術サービス業	12,605	0.61	12,605	0.58		
宿泊業	6,839	0.33	6,442	0.30		
飲食業	18,626	0.90	16,207	0.75		
生活関連サービス業、娯楽業	19,444	0.94	19,975	0.92		
教育、学習支援業	10,019	0.48	10,063	0.46		
医療・福祉	85,518	4.13	84,521	3.89		
その他のサービス業	35,005	1.69	37,094	1.71		
地方公共団体	424,095	20.47	446,901	20.55		
その他	602,848	29.10	648,164	29.79		
特別国際金融取引勘定分						
政府等						
金融機関						
その他						
合計	2,071,394		2,174,698			

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の減少や貸出金の増加等により888億76百万円の支出(前中間連結会計期間比1,381億43百万円の支出増)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が有価証券の売却・償還による収入を上回ったこと等により173億18百万円の支出(前中間連結会計期間比34億37百万円の支出増)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いや自己株式の取得により4億15百万円の支出(前中間連結会計期間比3百万円の支出減)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比1,066億11百万円減少し、1,969億31百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更及び新たに定めたものはありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 主要な設備

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円.%)

	(-121/013(70)
	2025年 9 月30日
1.連結自己資本比率(2/3)	9.48
2 . 連結における自己資本の額	1,224
3.リスク・アセットの額	12,901
4 . 連結総所要自己資本額	516

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2025年 9 月30日
1.単体自己資本比率(2/3)	9.45
2.単体における自己資本の額	1,219
3.リスク・アセットの額	12,899
4 . 単体総所要自己資本額	515

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により 経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3.要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4.正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2024年 9 月30日	2025年 9 月30日	
ほぼい匹刀	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	83	58	
危険債権	365	372	
要管理債権	149	117	
正常債権	20,505	21,502	

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	333,000,000
第三種優先株式	10,000,000
第四種優先株式	100,000,000
計	333,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	82,553,721	82,553,721	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株 であります。 (注2、5)
第四種優先株式 (注) 1	70,000,000	70,000,000		単元株式数は100株 であります。 (注3、4、5)
計	152,553,721	152,553,721		

- (注) 1 . 第四種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等」であります。
- (注)2.普通株式は、議決権を有し、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式です。
- (注)3. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第四種優先株式の特質については、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動します。また、その修正基準、修正頻度および行使価額の下限等については、以下(注)4.に記載のとおりです。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の 売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

(注)4. 第四種優先株式の内容は次のとおりです。

1 優先期末配当金

当行は、定款第42条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株式を有する株主(以下「第四種優先株主」という。)または第四種優先株式の登録株式質権者(以下「第四種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記2に定める配当年率(以下「第四種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)の期末配当金(以下「第四種優先期末配当金」という。)を支払う。ただし、当該事業年度において第5項に定める第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

2 優先配当年率

2012年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第四種優先配当年率

第四種優先配当年率 = 預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの)

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR (12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下「第四種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、第四種優先配当年率は第四種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR (12ヶ月物)」とは、毎年の4月1日(同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート (日本円TIBOR)として全銀協TIBOR運営機関(ただし、日本円TIBORの公表主体が、全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。

3 非累積条項

ある事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が 第四種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

4 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、第四種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

5 第四種優先中間配当金

当行は、定款第43条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「第四種優先中間配当金」という。)を支払う。

6 残余財産

(1)残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2)非参加事項

第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3)経過第四種優先期末配当金相当額

第四種優先株式1株当たりの経過第四種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第四種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。ただし、上記の第四種優先期末配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

7 議決権

第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、()各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第四種優先期末配当金の額全部(第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを行なう旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部(第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部(第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、()第四種優先期末配当金の額全部(第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

8 普通株式を対価とする取得請求権

(1)取得請求権

第四種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して自己の有する 第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は第四 種優先株主がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を 当該第四種優先株主に対して交付するものとする。

(2)取得を請求することができる期間

2012年7月1日から2031年9月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

(3)取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株主が取得の請求をした第四種優先株式数に 第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償 割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下 記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第四種優先株式の取得と引 換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれ を取扱う。

(4)当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5)取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6)上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7)下限取得価額

下限取得価額は172円とする (ただし、下記(8)による調整を受ける。)。

(8)取得価額の調整

イ.第四種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

()取得価額調整式に使用する時価(下記八.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

()株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

()取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本()、下記() および()ならびに下記八.()において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

()当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.または口.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得また は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修 正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が 行 われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前 の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

()取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記() による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

()株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- 口.上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- 八.()取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
 - ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
 - ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.および口.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.()(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.()(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
 - ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払 込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価 額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(た だし、()の場合は修正価額)とする。
- 二.上記イ.()ないし()および上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ.上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行 普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない 普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交 付される普通株式数を加えたものとする。
- へ.上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該 基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件として いる場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議 をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト.取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。

(9)合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(第10項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10)取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目3番3号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(11)取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

9 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、第四種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第8項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2)取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第6項(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第四種優先期末配当金相当額を計算する。

10 普通株式を対価とする取得条項

(1)普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第四種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2)一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値(終値が算出されない日を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得金額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

- 11 株式の分割または併合および株式無償割当て
 - (1)分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2)株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

12 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

13 その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

- (注)5. 当行は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- (2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年 9 月30日		152,553		48,868		9,376

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

別有休工級別		2025年 9	月30日現在
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除数に対する のがする 数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	 東京都千代田区丸の内3丁目4番2号 	70,000	45.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	11,119	7.29
 筑波銀行行員持株会 	 茨城県つくば市竹園1丁目7番 	4,911	3.22
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	3,553	2.33
株式会社広沢製作所	茨城県つくば市寺具1331番地の1	1,591	1.04
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	976	0.64
DIMENSIONAL ETF TRUST-DIMENSIONAL INTERNATIONAL SMALL CAP VALUE ETF (常任代理人 シティバンク、エヌ・エ イ東京支店)	251 LITTLE FALLS DRIVE, WILMINGTON, DE 19808 USA (東京都新宿区新宿 6 丁目27番30号)	802	0.52
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	692	0.45
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	598	0.39
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	580	0.38
計		94,826	62.21

⁽注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

所有議決権数別

2025年 9月30日現在

		2020 - 3	/ 100日光江
氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議 決権に対す る所有議決 権数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	111,193	13.53
筑波銀行行員持株会	 茨城県つくば市竹園1丁目7番 	49,113	5.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	35,537	4.32
株式会社広沢製作所	茨城県つくば市寺具1331番地の 1	15,911	1.93
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	9,768	1.18
DIMENSIONAL ETF TRUST-DIMENSIONAL INTERNATIONAL SMALL CAP VALUE ETF (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店)	251 LITTLE FALLS DRIVE, WILMINGTON, DE 19808 USA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	8,024	0.97
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿 6 丁目27番30号)	6,926	0.84
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	5,985	0.72
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	5,801	0.70
株式会社大島工務店	茨城県土浦市大町6番8号	5,300	0.64
計		253,558	30.86

⁽注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年 9 月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第四種優先株式 70,000,000		前記「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 141,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 82,147,200	821,469	
単元未満株式	普通株式 265,021		1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 82,553,721 第四種優先株式 70,000,000		
総株主の議決権		821,469	

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式300株(議決権3 個) および株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式300株が含まれております。 また、「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式25株が含まれております。

【自己株式等】

2025年 9 月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
当行(自己保有株式)	茨城県土浦市中央二丁目 11番7号	141,500		141,500	0.09
計		141,500		141,500	0.09

(注) 株主名簿上は、当行名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株あります。 なお、当該株式数は、上記 発行済株式の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄に含まれておりま す。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数3個は含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。 以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第二種中間連結財務諸表を作成しております。

- 3 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
 - また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第二種中間財務諸表を作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
 資産の部		
現金預け金	4 307,350	4 201,62
買入金銭債権	1,083	1,11
商品有価証券	200	15
金銭の信託	2,535	2,01
有価証券	1, 2, 4, 8 421,557	1, 2, 4, 8 447,13
貸出金	2, 3, 5 2,116,072	2, 3, 5 2,174,69
外国為替	2 2,712	2 2,12
その他資産	2, 4 16,229	2, 4 15,26
有形固定資産	6, 7 19,149	6, 7 18,88
無形固定資産	3,342	3,52
退職給付に係る資産	9,646	9,88
繰延税金資産	2,443	4,22
支払承諾見返	2 1,136	2 1,4
貸倒引当金	13,581	11,6
資産の部合計	2,889,878	2,870,30
負債の部		
預金	4 2,633,722	4 2,598,8
債券貸借取引受入担保金	4 12,000	4 12,0
借用金	4 143,300	4 143,3
外国為替	64	1
その他負債	6,272	10,2
賞与引当金	767	8
退職給付に係る負債	106	1
役員退職慰労引当金	4	
執行役員退職慰労引当金	40	
睡眠預金払戻損失引当金	12	
ポイント引当金	23	
偶発損失引当金	357	3
再評価に係る繰延税金負債	6 324	6 33
支払承諾	1,136	1,4
負債の部合計	2,798,133	2,767,6
・資産の部		_,,
資本金	48,868	48,8
資本剰余金	30,451	30,4
利益剰余金	42,069	45,4
自己株式	43	10,1
株主資本合計	121,345	124,7
その他有価証券評価差額金	32,761	25,0
土地再評価差額金	6 319	6 3
退職給付に係る調整累計額	2,841	2,7
その他の包括利益累計額合計	29,600	22,0
を	91,745	102,70
ゕヮゟ <i>゚</i> キ∨ロヒhnl	31,7 1 3	102,7

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 【中間連結損益計算書】

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	20,301	23,947
資金運用収益	13,724	16,579
(うち貸出金利息)	11,242	13,641
(うち有価証券利息配当金)	2,174	2,440
役務取引等収益	4,634	5,096
その他業務収益	229	209
その他経常収益	1 1,712	1 2,061
経常費用	18,064	19,818
資金調達費用	530	2,506
(うち預金利息)	326	2,270
役務取引等費用	2,433	2,707
その他業務費用	1,240	1,818
営業経費	2 11,278	2 11,786
その他経常費用	3 2,582	з 1,000
経常利益	2,236	4,128
特別利益		
特別損失	19	58
固定資産処分損	16	15
減損損失	3	42
税金等調整前中間純利益	2,216	4,070
法人税、住民税及び事業税	277	373
法人税等調整額	7	91
法人税等合計	270	281
中間純利益	1,946	3,788
親会社株主に帰属する中間純利益	1,946	3,788

【中間連結包括利益計算書】

		(単位:百万円)_
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	1,946	3,788
その他の包括利益	1,664	7,568
その他有価証券評価差額金	1,494	7,687
退職給付に係る調整額	169	118
中間包括利益	281	11,356
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	281	11,356

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,868	30,447	38,384	49	117,650
当中間期変動額					
剰余金の配当			418		418
親会社株主に帰属する 中間純利益			1,946		1,946
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		4		6	10
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計		4	1,527	6	1,537
当中間期末残高	48,868	30,451	39,912	43	119,188

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計
当期首残高	23,892	328	3,057	20,506	97,144
当中間期変動額					
剰余金の配当					418
親会社株主に帰属する 中間純利益					1,946
自己株式の取得					0
自己株式の処分					10
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	1,494		169	1,664	1,664
当中間期変動額合計	1,494		169	1,664	126
当中間期末残高	25,387	328	2,887	22,171	97,017

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,868	30,451	42,069	43	121,345
当中間期変動額					
剰余金の配当			415		415
親会社株主に帰属する 中間純利益			3,788		3,788
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		1		13	15
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計		1	3,373	12	3,388
当中間期末残高	48,868	30,453	45,442	30	124,733

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計
当期首残高	32,761	319	2,841	29,600	91,745
当中間期変動額					
剰余金の配当					415
親会社株主に帰属する 中間純利益					3,788
自己株式の取得					0
自己株式の処分					15
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	7,687		118	7,568	7,568
当中間期変動額合計	7,687		118	7,568	10,956
当中間期末残高	25,073	319	2,722	22,031	102,701

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	(単位:百万円) 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u> </u>	ш ==== ; : /3==Д/
税金等調整前中間純利益	2,216	4,070
減価償却費	1,068	985
減損損失	3	42
貸倒引当金の増減()	420	1,886
賞与引当金の増減額(は減少)	26	36
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	217	237
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	3	1
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	0	4
執行役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	13	6
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	9	34
ポイント引当金の増減額(は減少)	1	C
偶発損失引当金の増減()	25	12
資金運用収益	13,724	16,579
資金調達費用	530	2,506
有価証券関係損益()	94	746
金銭の信託の運用損益(は運用益)	106	14
為替差損益(は益)	615	
固定資産処分損益(は益)	16	15
貸出金の純増()減	34,154	58,626
預金の純増減()	87,448	34,849
預け金(現金同等物を除く)の純増()減	6,492	886
コールローン等の純増()減	20	32
債券貸借取引受入担保金の純増減()	14,606	
外国為替(資産)の純増()減	1,327	587
外国為替(負債)の純増減()	274	54
商品有価証券の純増(一)減	28	4'
資金運用による収入	13,889	16,567
資金調達による支出	347	1,99
その他	1,259	905
小計	49,572	88,536
法人税等の支払額	306	340
営業活動によるキャッシュ・フロー	49,266	88,876
投資活動によるキャッシュ・フロー		,
有価証券の取得による支出	77,542	84,717
有価証券の売却による収入	47,985	51,798
有価証券の償還による収入	16,211	15,988
金銭の信託の減少による収入	.,	535
有形固定資産の取得による支出	102	176
無形固定資産の取得による支出	418	736
有形固定資産の除却による支出	15	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,881	17,318

		(単位:白万円)_
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	418	415
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	418	415
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	34,966	106,611
現金及び現金同等物の期首残高	342,130	303,542
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 377,096	1 196,931

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1.連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社 3社

筑波総研株式会社

つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合

つくば地域活性化 2 号ファンド投資事業有限責任組合

(2) 非連結子会社

該当ありません。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

会社名

筑波SBI地域活性化ファンド投資事業有限責任組合

筑波SBI地方創生ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項
 - (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 2社

9月末日 1計

(2) 連結子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

- 4.会計方針に関する事項
 - (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物:13年~50年

その他:5年~20年 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結 子会社で定める利用可能期間 (5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれ と同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されて いる直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上 しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

半期報告書

(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来の損失発生見込にかかる必要な修正を加えて算定しております。今後の経営支援の実施等により損失率以上の損失が見込まれる債務者については回収可能見込額を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法(DCF法))により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産 監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による 回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は 22,274百万円(前連結会計年度末は21,607百万円)であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支 給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 執行役員退職慰労引当金の計上基準

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払 戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については 給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の 自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) 重要な収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金、日本銀行への預け金、当座預け金及び普通預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用並びにその他資産(繰延消費税等)に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関連会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
出資金	44百万円	

2.銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,090百万円	5,750百万円
危険債権額	36,194百万円	37,232百万円
三月以上延滞債権額	9百万円	43百万円
貸出条件緩和債権額	14,397百万円	11,623百万円
合計額	58,692百万円	54,649百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った 債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当 しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、 元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ず る債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

		前連結会計年度	当中間連結会計期間
		(2025年3月31日)	(2025年9月30日)
		3,393百万円	3,674百万円
4	. 担保に供している資産は次のとおり)であります。	
		前連結会計年度	当中間連結会計期間
		(2025年3月31日)	(2025年9月30日)
	担保に供している資産		
	現金預け金	509百万円	1,120百万円
	有価証券	172,846百万円	184,199百万円
	計	173,356百万円	185,319百万円
	担保資産に対応する債務		
	預金	2,065百万円	3,254百万円
	債券貸借取引受入担保金	12,000百万円	12,000百万円
	借用金	143,300百万円	143,300百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
有価証券	1,471百万円	1,472百万円
その他資産	489百万円	186百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
金融商品等差入担保金	50百万円	50百万円
中央清算機関差入証拠金	10,000百万円	10,000百万円
保証金	532百万円	531百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、 契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約でありま す。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

6 CIVE OF CHISTORIA CHIA CHIA CHIA CHIA CHIA CHIA CHIA CH					
	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)			
	343,833百万円	351,622百万円			
の(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	232,614百万円	237,173百万円			

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変 化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の 担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契 約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6.土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用の土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)	
	1,394百万円	1,394百万円	_
7 . 有形固定資産の減価償却累計額			
	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)	
減価償却累計額	20,448百万円	20,802百万円	

8.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

~> LX		
	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
	33,313百万円	28,115百万円

(中間連結損益計算書関係)

1.その他経常収益には、次のものを含んでおります。

- 1	1. ての他経常収益には、人のものを含んであります。						
		前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)			当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)		
	株式等売却益		947百万円		1,015百万円		
	貸倒引当金戻入益		百万円		347百万円		
	償却債権取立益		168百万円		167百万円		
2	. 営業経費には、次のものを含んでおります	۲。					
		前中 (自 至	P間連結会計期間 2024年 4 月 1 日 2024年 9 月30日)	当中 (自 至	間連結会計期間 2025年4月1日 2025年9月30日)		
	給料・手当		6,083百万円		6,420百万円		
	外注委託料		1,585百万円		1,637百万円		
3	. その他経常費用には、次のものを含んでま	うりま	<u>き</u> 。				
			門連結会計期間		間連結会計期間		
		(自 至	2024年4月1日	(自 至	2025年4月1日		
		_ 王	2024年 9 月30日)		2025年 9 月30日)		
	貸出金償却		376百万円		476百万円		
	株式等売却損		367百万円		221百万円		
	貸倒引当金繰入額		1,502百万円		百万円		

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	82,553			82,553	
第四種優先株式	70,000			70,000	
合 計	152,553			152,553	
自己株式					
普通株式	237	1	33	205	(注)1、2
合 計	237	1	33	205	

- (注)1.普通株式の自己株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 - 2. 普通株式の自己株式数の減少33千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。
- 2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 3.配当に関する事項
 - (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 5 月10日	普通株式	411	5	2024年 3 月31日	2024年6月6日
取締役会	第四種優先株式	7	0.1	2024年 3 月31日	2024年6月6日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	82,553			82,553	
第四種優先株式	70,000			70,000	
合 計	152,553			152,553	
自己株式					
普通株式	207	1	66	141	(注)1、2
合 計	207	1	66	141	

- (注)1.普通株式の自己株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 - 2. 普通株式の自己株式数の減少66千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。
- 2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 3.配当に関する事項
 - (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 5 月 9 日 取締役会	普通株式	411	5	2025年3月31日	2025年6月6日
	第四種優先株式	3	0.05	2025年 3 月31日	2025年6月6日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1.現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金預け金勘定	380,078百万円	201,625百万円
通知預け金	百万円	百万円
定期預け金	408百万円	408百万円
その他の預け金	2,573百万円	4,285百万円
現金及び現金同等物	377,096百万円	196,931百万円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1.金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。上記のほか、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

前連結会計年度 (2025年3月31日)

(単位:百万円)

		<u>(+ 12 + 12 / 11) / </u>
連結貸借対照表 計上額	時 価	差額
406,943	406,943	
2,116,072		
13,332		
2,102,739	2,074,462	28,277
2,521,694	2,492,972	28,721
2,633,722	2,632,827	894
143,300	142,161	1,138
2,777,022	2,774,988	2,033
0	0	
0	0	
	計上額 406,943 2,116,072 13,332 2,102,739 2,521,694 2,633,722 143,300 2,777,022	計上額 406,943 2,116,072 13,332 2,102,739 2,074,462 2,521,694 2,492,972 2,633,722 2,632,827 143,300 142,161 2,777,022 2,774,988

- (*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月 17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間 (2025年9月30日)

(単位:百万円)

			(1 12 1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	24,010	23,330	679
その他有価証券(*1)	420,801	420,801	
(2) 貸出金	2,174,698		
貸倒引当金(*2)	11,508		
	2,163,190	2,120,789	42,401
資産計	2,608,002	2,564,921	43,081
(1) 預金	2,598,872	2,598,495	377
(2) 借用金	143,300	142,484	815
負債計	2,742,172	2,740,980	1,192
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計	0	0	

- (*1) その他有価証券には、時価算定会計基準適用指針第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- (注1)市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)	
非上場株式(*1)(*2)(*3)	778	743	
組合出資金(*2)(*4)	1,778	1,512	

- (*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年 3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 子会社株式及び関連会社株式等は、上記に含めておりません。
- (*3) 前連結会計年度において、非上場株式について138百万円減損処理を行っております。 当中間連結会計期間においては、非上場株式について減損処理を行っておりません。
- (*4) 組合出資金については、時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- 2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定

の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。 (1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価					
<u>Δ</u> π	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
その他有価証券(*)	76,413	277,674	32,709	386,797		
国債·地方債等	38,523	114,877		153,400		
社債		52,692	32,709	85,401		
株式	4,376			4,376		
その他	33,513	110,105		143,618		
デリバティブ取引						
通貨関連		0		0		
資産計	76,413	277,674	32,709	386,797		
デリバティブ取引						
通貨関連						
負債計						

(*) その他有価証券には、時価算定会計基準適用指針第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託 は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は20,146百万円でありま す。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位:百万円)

期首	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却	投資信託の 基準価額を	投資信託の 基準価額を	期末	当期の損益に計上 した額のうち連結	
	残高	 損益に計上 	その他の包 括利益に計 上(*)	及び償還の 純額	時価とみな すこととし た額	時価とみな さないこと とした額	残高	貸借対照表日にお いて保有する投資 信託の評価損益
Ī	19,387		269	489			20,146	

(*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

区分	時価					
<u>Δ</u> π	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
その他有価証券(*)	103,956	269,015	27,530	400,502		
国債·地方債等	62,617	114,461		177,079		
社債		46,608	27,530	74,138		
株式	4,763			4,763		
その他	36,575	107,945		144,520		
デリバティブ取引						
通貨関連		0		0		
資産計	103,956	269,015	27,530	400,502		
デリバティブ取引						
通貨関連						
負債計						

(*) その他有価証券には、時価算定会計基準適用指針第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託 は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は20,298百万円であり ます。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位:百万円)

期首	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却	投資信託の 基準価額を	投資信託の 基準価額を	期末	当期の損益に計上 した額のうち中間 連結貸借対照表日
50 浅高	 損益に計上 	その他の包 括利益に計 上(*)	及び償還の 純額	時価とみな すこととし た額	時価とみな さないこと とした額	残高	において保有する 投資信託の評価損 益
20,146		153	1			20,298	

- (*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
- (2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品 前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

				(<u>+ </u>		
区分	時価					
<u>Δ</u> π	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
貸出金			2,074,462	2,074,462		
資産計	3,851	7,715	2,074,462	2,086,028		
預金		2,632,827		2,632,827		
借用金		142,161		142,161		
負債計		2,774,988		2,774,988		

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

区八	時価					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券	6,772	16,558		23,330		
国債・地方債等	6,772	16,558		23,330		
貸出金			2,120,789	2,120,789		
資産計	6,772	16,558	2,120,789	2,144,120		
預金		2,598,495		2,598,495		
借用金		142,484		142,484		
負債計		2,740,980		2,740,980		

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算出しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。貸出期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。返済期間の定めのないものについては、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、額面金額から個別貸倒引当金を差し引いた金額で時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規預け入れレートを用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び市場金利に信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、為替予約取引が含まれます。

(注2)時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度 (2025年 3 月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
保証付私募債	割引現在価値法	割引率	0.45% - 3.80%	1.12%

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
保証付私募債	割引現在価値法	割引率	0.58% - 2.82%	1.27%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

		当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売	د ۱۱ تم ا	د الاهما		当期の損益に計上 した額のうち連結
	期首 残高	損益に計上	その他の 包括利 益に計上 (*)	却、発行 及び決 済の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	貸借対照表日において保有する金融 資産及び金融負債の評価損益
有価証券								
その他有価証券								
保証付私募債	41,176		299	8,167			32,709	

(*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(単位:百万円)

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

			当期の損益又はその 也の包括利益		د ۱۱ م ۱	د ۱۱ م ا		当期の損益に計上 した額のうち中間
	期首 残高	損益に計上	その他の 包括利 益に計上 (*)	却、発行 及び決 済の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	連結貸借対照表日 において保有する 金融資産及び金融 負債の評価損益
有価証券								
その他有価証券								
保証付私募債	32,709		18	5,197			27,530	

^(*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは金融商品の時価等の算定基準や時価会計運用基準等において時価の算定に関する手続きを定めており、これに沿って各取引を所管する部門が時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期監査部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

保証付私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対するリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

- 1.中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。
- 2.「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1.満期保有目的の債券

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
n+/亚 / *> + / + / + / + - + -	国債			
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	地方債			
領を超える 500	小計			
	国債	4,011	3,851	160
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	8,000	7,715	284
	小計	12,011	11,566	444
合計		12,011	11,566	444

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

, ,	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	11 Z IIX (II / 31 3 /		
	地方債			
	小計			
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	7,010	6,772	238
	地方債	17,000	16,558	441
	小計	24,010	23,330	679
合計		24,010	23,330	679

2 . その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
	株式	2,668	1,768	900
	債券	4,177	4,164	12
	国債	4,000	3,988	11
\ * \ +	地方債			
連結貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	社債	176	175	0
NIXIM EXEPT O COV	その他	23,724	21,342	2,381
	外国証券			
	その他	23,724	21,342	2,381
	小計	30,570	27,275	3,294
	株式	1,707	1,886	178
	債券	234,624	248,442	13,818
	国債	34,522	36,143	1,621
*\+\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	地方債	114,877	122,486	7,608
連結貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	社債	85,224	89,813	4,588
付泳 単を起えないもの	その他	140,040	162,837	22,796
	外国証券	496	500	3
	その他	139,544	162,337	22,792
	小計	376,373	413,167	36,793
合計		406,943	440,443	33,499

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
	株式	3,515	2,358	1,157
	債券	351	350	1
	国債			
	地方債			
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	社債	351	350	1
77 47 17 17 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	その他	40,421	37,122	3,298
	外国証券			
	その他	40,421	37,122	3,298
	小計	44,288	39,831	4,457
	株式	1,247	1,350	102
	債券	250,866	264,378	13,511
	国債	62,617	64,150	1,532
+	地方債	114,461	121,974	7,513
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	社債	73,786	78,252	4,465
13 4X (1) /X (III) C (III) C (III) C (III)	その他	124,398	142,692	18,293
	外国証券	496	500	3
	その他	123,901	142,192	18,290
	小計	376,512	408,420	31,908
合計		420,801	448,252	27,450

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間連結会計期間(連結会計期間)末月1カ月平均時価(債券は中間連結決算期末日(連結決算期末日)時価)が取得原価に比べて50%以上下落した場合、または、中間連結会計期間(連結会計期間)末月1カ月平均時価(債券は中間連結決算期末日(連結決算期末日)時価)が30%以上50%未満下落し、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性が認められないと判断した場合としております。なお、資産の自己査定における有価証券発行会社の債務者区分が破綻懸念先以下の保証付私募債については、中間連結決算期末日(連結決算期末日)時価が取得原価に比べ下落した場合としております。

(金銭の信託関係)

- 1.満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。
- 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	33,470
その他有価証券	33,470
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	709
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	32,761
()非支配株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	32,761

(注)評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額28百万円(益)を含めております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	27,417
その他有価証券	27,417
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	2,343
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	25,073
()非支配株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	25,073

(注)評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額33百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引 該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨先物				
	売建				
金融商品	買建				
取引所	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建				
	買建	44		0	0
店頭	通貨オプション				
一口项	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合 計			0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨先物				
	売建				
金融商品	買建				
取引所	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建				
	買建	59		0	0
店頭	通貨オプション				
一口项	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合 計			0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

- (3) 株式関連取引 該当ありません。
- (4) 債券関連取引 該当ありません。
- (5) 商品関連取引 該当ありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引 該当ありません。
- 2 . ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当ありません。
 - (資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

区分	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
役務取引等収益	3,951	4,164
預金・貸出業務	1,069	1,173
為替業務	580	598
証券関連業務	969	1,332
代理業務	802	545
保護預り・貸金庫業務	122	117
その他業務	406	396
その他業務収益	159	172
その他経常収益	42	36
顧客との契約から生じる経常収益	4,152	4,374
上記以外の経常収益	16,148	19,572
経常収益	20,301	23,947

(注)「上記以外の経常収益」は主に資金運用収益等の「金融商品に関する会計基準」の適用対象の収益になります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当行グループの顧客との契約から生じる経常収益は、主に投資信託及び生命保険等の金融商品販売に係る手数料、内国為替及び外国為替に係る手数料などから構成されます。

金融商品販売に係る手数料は金融商品販売の約定を行った時点、内国為替及び外国為替に係る手数料は振込等の為替取引が完了した時点で、それぞれ契約上の履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであり、銀行業以外の事業については重要性が乏しいことから、 記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計	
外部顧客に対する経常収益	11,436	3,192	4,634	1,036	20,301	

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2.地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計	
外部顧客に対する経常収益	14,156	3,507	5,096	1,186	23,947	

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2.地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

固定資産の減損損失の金額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1.1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額	689円06銭	821円50銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	91,745	102,701
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	35,003	35,000
(うち優先株式の払込金額)	35,000	35,000
(うち優先配当額)	3	
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額(百万円)	56,742	67,701
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	82,346	82,412

2.1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	23.63	45.98
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,946	3,788
普通株主に帰属しない金額	百万円		
うち中間優先配当額	百万円		
普通株式に係る親会社株主に帰属 する中間純利益	百万円	1,946	3,788
普通株式の期中平均株式数	千株	82,331	82,379
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり 中間純利益	円	9.61	16.96
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益 調整額	百万円		
うち中間優先配当額	百万円		
普通株式増加数	千株	120,108	140,948
うち優先株式	千株	120,108	140,948
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

		(単位:百万円)
	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	4 307,350	4 201,625
買入金銭債権	1,083	1,116
商品有価証券	200	158
金銭の信託	2,535	2,014
有価証券	1, 2, 4, 6 421,662	1, 2, 4, 6 447,269
貸出金	2, 3, 5 2,116,072	2, 3, 5 2,174,698
外国為替	2 2,712	2 2,124
その他資産	16,200	15,216
その他の資産	2, 4 16,200	2, 4 15,216
有形固定資産	19,141	18,878
無形固定資産	3,340	3,519
前払年金費用	5,514	5,923
繰延税金資産	3,733	5,459
支払承諾見返	2 1,136	2 1,405
貸倒引当金	13,581	11,695
資産の部合計	2,887,103	2,867,717
負債の部		
預金	4 2,634,315	4 2,599,545
債券貸借取引受入担保金	4 12,000	4 12,000
借用金	4 143,300	4 143,300
外国為替	64	118
その他負債	6,255	10,245
未払法人税等	379	414
資産除去債務	72	101
その他の負債	5,804	9,729
賞与引当金	743	779
退職給付引当金	32	34
執行役員退職慰労引当金	39	32
睡眠預金払戻損失引当金	12	47
ポイント引当金	23	23
偶発損失引当金	357	345
再評価に係る繰延税金負債	324	324
支払承諾	1,136	1,405
_ 負債の部合計	2,798,605	2,768,202

(単位:百万円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
純資産の部		
資本金	48,868	48,868
資本剰余金	30,451	30,453
資本準備金	9,376	9,376
その他資本剰余金	21,074	21,076
利益剰余金	41,663	44,978
利益準備金	1,278	1,361
その他利益剰余金	40,384	43,616
繰越利益剰余金	40,384	43,616
自己株式	43	30
	120,939	124,268
- その他有価証券評価差額金	32,761	25,073
土地再評価差額金	319	319
- 評価・換算差額等合計	32,441	24,754
_ 純資産の部合計	88,497	99,514
_ 負債及び純資産の部合計	2,887,103	2,867,717

(2) 【中間損益計算書】

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日	当中間会計期間
	至 2024年 9 月30日)	(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	20,215	23,832
資金運用収益	13,724	16,579
(うち貸出金利息)	11,242	13,641
(うち有価証券利息配当金)	2,174	2,440
役務取引等収益	4,586	5,041
その他業務収益	229	209
その他経常収益	1 1,675	1 2,001
経常費用	18,021	19,779
資金調達費用	530	2,506
(うち預金利息)	326	2,271
役務取引等費用	2,433	2,707
その他業務費用	1,240	1,818
営業経費	2 11,232	2 11,742
その他経常費用	3 2,584	з 1,005
経常利益	2,193	4,052
特別利益		
特別損失	19	58
税引前中間純利益	2,174	3,994
	261	355
法人税等調整額	7	91
法人税等合計	254	264
中間純利益	1,920	3,729

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

									· 🗖 / 1 1
					株主資本				
			資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	48,868	9,376	21,070	30,447	1,195	36,829	38,024	49	117,291
当中間期変動額									
剰余金の配当					83	502	418		418
中間純利益						1,920	1,920		1,920
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分			4	4				6	10
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計			4	4	83	1,417	1,501	6	1,511
当中間期末残高	48,868	9,376	21,074	30,451	1,278	38,247	39,526	43	118,802

	評	価・換算差額	等	
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	23,892	328	23,563	93,727
当中間期変動額				
剰余金の配当				418
中間純利益				1,920
自己株式の取得				0
自己株式の処分				10
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	1,494		1,494	1,494
当中間期変動額合計	1,494		1,494	17
当中間期末残高	25,387	328	25,058	93,744

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

					株主資本		·		
			資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本	資本剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		吳个十冊並	剰余金	合計	1,2 mr — 1#1 275	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	48,868	9,376	21,074	30,451	1,278	40,384	41,663	43	120,939
当中間期変動額									
剰余金の配当					83	498	415		415
中間純利益						3,729	3,729		3,729
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分			1	1				13	15
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計			1	1	83	3,231	3,314	12	3,329
当中間期末残高	48,868	9,376	21,076	30,453	1,361	43,616	44,978	30	124,268

	評価・換算差額等			
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	32,761	319	32,441	88,497
当中間期変動額				
剰余金の配当				415
中間純利益				3,729
自己株式の取得				0
自己株式の処分				15
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	7,687		7,687	7,687
当中間期変動額合計	7,687		7,687	11,016
当中間期末残高	25,073	319	24,754	99,514

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
 - 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
- (1)有形固定資産

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:13年~50年 その他:5年~20年

(2)無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

- 6. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は過去3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来の損失発生見込にかかる必要な修正を加えて算定しております。今後の経営支援の実施等により損失率以上の損失が見込まれる債務者について回収可能見込額を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法(DCF法))により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は22,274百万円(前事業年度末は21,607百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、

それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4)執行役員退職慰労引当金

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の 支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5)睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の 払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額のうち、 当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 8. その他中間財務諸表作成のための重要な事項
- (1)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の 方法と異なっております。

(2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用並びにその他の資産(繰延消費税等)に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	•	
	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
	50百万円	50百万円
出資金	186百万円	204百万円

2.銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,090百万円	5,750百万円
危険債権額	36,194百万円	37,232百万円
三月以上延滞債権額	9百万円	43百万円
貸出条件緩和債権額	14,397百万円	11,623百万円
合計額	58,692百万円	54,649百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士

協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

11.10.7(3) = 35 7 (3) 7 (3)		
	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
	(2020 3730 117	(2020 37300円)
	3,393百万円	3,674百万円

4.担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度	当中間会計期間
	(2025年 3 月31日)	(2025年 9 月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	509百万円	1,120百万円
有価証券	172,846百万円	184,199百万円
計	173,356百万円	185,319百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,065百万円	3,254百万円
債券貸借取引受入担保金	12,000百万円	12,000百万円
借用金	143,300百万円	143,300百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
有価証券	1,471百万円	1,472百万円
その他の資産	489百万円	186百万円

また、その他の資産には金融商品等差入担保金、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
金融商品等差入担保金	50百万円	50百万円
中央清算機関差入証拠金	10,000百万円	10,000百万円
保証金	532百万円	531百万円

5.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
融資未実行残高 うち原契約期間が1年以内のも	343,833百万円	351,622百万円
の(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	232,614百万円	237,173百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変 化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の 担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契 約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 6.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務

の額		
	前事業年度	当中間会計期間
	(2025年 3 月31日)	(2025年 9 月30日)
	33,313百万円	28,115百万円
(中間損益計算書関係)		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	5 to 12 to t	
1. その他経常収益には、次のものを含んで	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2024年4月1日	(自 2025年4月1日
	至 2024年 9 月30日)	至 2025年 9 月30日)
株式等売却益	947百万円	1,015百万円
貸倒引当金戻入益	百万円	347百万円
償却債権取立益	168百万円	167百万円
2.減価償却実施額は次のとおりであります	Γ.	
	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2024年4月1日	(自 2025年4月1日
	至 2024年 9 月30日)	至 2025年 9 月30日)
 有形固定資産		
無形固定資産	620百万円	563百万円
3 . その他経常費用には、次のものを含んて		
	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2024年4月1日	(自 2025年4月1日
	至 2024年 9 月30日)	至 2025年 9 月30日)
貸出金償却	376百万円	476百万円
株式等売却損	367百万円	221百万円
貸倒引当金繰入額	1,502百万円	百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。

(注)上記「子会社株式及び関連会社株式」に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対 照表計上額)

(単位:百万円)

		(T H + H / 31 3 /
	前事業年度	当中間会計期間
	(2025年3月31日)	(2025年9月30日)
子会社株式	50	50
関連会社株式		
組合出資金	186	204
合計	236	254

(収益認識関係)

「顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」については、中間連結財務諸表「注記事項 (収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月14日

株式会社筑波銀行 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 浩 之 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 轡 田 留 美 子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社筑波銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社筑波銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して 投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立 場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要 性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査

- の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の 一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づ いて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の 表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間 連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠 を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関す る指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月14日

之

株式会社筑波銀行 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 浩 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 轡 田 留 美 子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社筑波銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第102期事業年度の中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社筑波銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分

析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。